

最近の法令改正

業務主任者

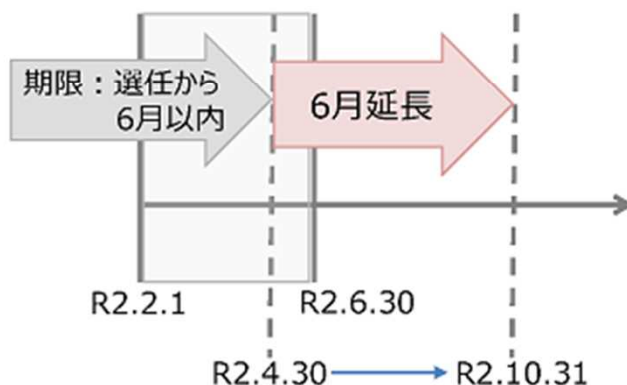
(猶予期間の延長)

選任後、講習を受けさせなければならない期間
(6月以内) が
令和2年2月1日から令和3年3月31日までの
間に終了する場合は、
期間が令和3年3月31日まで延長されます。

前回 (R2.3.17) の措置

対象：期限が令和2年2月1日から
同年6月30日までに到来する場合

延長：上記期限から、6カ月延長



今回の措置

対象：期限が令和2年2月1日から
令和3年3月31日までに到来する場合

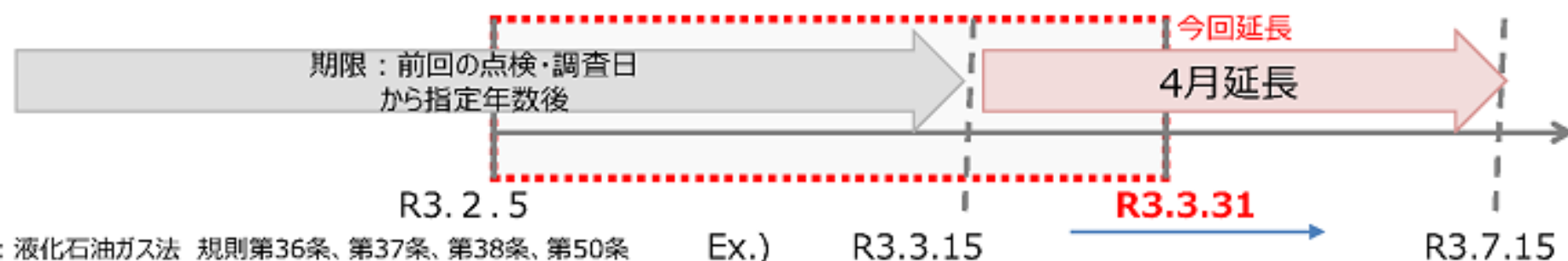
延長：令和3年3月31日まで延長



参照条文：液化石油ガス法 規則第23条

LPガス供給設備点検 消費設備調査 等 (認定販売事業者も含む)

左記の点検・調査期間が
令和3年2月5日～3月31日
の間に終了する場合は、
下記のとおり点検・調査期間を4ヵ月延長
することが可能となります。



認定販売事業者による LPガス保安確保機器 期限管理

左記の管理期間が
令和3年2月～3月（ガスメーターを除く機器）
の間に終了する場合は、
下記のとおり4ヶ月延長
することが可能となります。

